

別表 4 環境影響評価の項目

(案)

資料 2 - 4 - 3

その 9 風力発電所に係る基本項目

影 響 要 因 の 区 分			工 事 の 実 施			土地又は工作物の存在及び供用	
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び発電施設の設置	地形改変後の土地及び工作物の存在	発電施設の稼働
【見出し番号】 現行の（その 8：火力・地熱）の次に挿入 現行の（その 9～20）は順次（その 10～21）に変更							
環 境 要 素 の 区 分							
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			
		粉じん等	○	○			
	騒音等	騒音	○	○			○
		低周波音 (超低周波音を含む)					○
	振動	振動	○	○			
	水質	水の濁り	○		○		
		水の汚れ	○				
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
	その他	電波障害					○
		風車の影					○
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地			○	○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地			○	○	○
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○	○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○		○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物 発生する残土を含んでいる			○		

〔備考〕

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
- この方において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。